

第3回港湾施設の立入禁止区域の指定に係る検討会

日時：平成21年4月28日（火） 午前10時～正午

場所：大阪WTCビル40階 大阪市港湾局 第40-5・6会議室

出席者（敬称略）

委員：野呂 充
小谷 寛子
中野 正子
来田 仁成
加藤 邦生

会議次第

- 1 開会
- 2 委員長代理の指名
- 3 議事
 - (1) 検討課題の整理について
 - (2) 舞洲緑地（シサイト・プロムナード）における魚釣り社会実験（中間報告）について
- 4 閉会

会議の概要

委員長代理の指名

- ・ 浦田委員長代理が退任したことにより、委員長の指名で、新たに小谷寛子氏に決定した。

議事

- ・ 事務局より港湾管理者としての基本的な考え方および通常有すべき安全性について説明を行い、委員からの意見聴取により今後の検討課題を確認した。
- ・ 事務局より4月1日から実施している社会実験の中間報告を行った。

委員からの意見等

【防波堤、護岸等への立入りに関する港湾管理者の考え方と要点について】

< 来田委員 >

- ・ 港湾管理者としてのご意見ということで、大変重く受け止めている。
- ・ 陸地と接していない沖の防波堤について、大阪だけではなく横浜や神戸等でも渡船事業者が営業を続けている。最も古いのは100年を越す歴史がある。もし立入禁止ということになると渡船事業者の営業にかなりの打撃を与えることになる。

- ・ 立入りに関することで、以前横浜港の関係者と相談したことがあるが、やはり渡船事業者の長い年月の営業権は無視できないのではないかとということで、横浜港では営業を続けることができている。
- ・ 港湾管理者としての立場は当然あるとしても、渡船業が今まで長い年月継続してきた事実と、彼らの安全に対する努力、危険に対する備え等含め、考慮いただけるのかをまずは確認したい。

< 港湾局玉井海務担当課長 >

- ・ 港湾管理者としての基本的な考え方については、現状で考えられる危険度等のレベルで述べたものであり、この検討会での議論・結論、またそれぞれの対応策や可能性を縛るものでも否定するものでもない。
- ・ この検討会で有効な対策や考え方を決めていただければ、港湾管理者として、基本は押さえつつも対応できる部分について考慮したいと考えている。

< 来田委員 >

- ・ 検討会での結果をふまえて、渡船事業者が営業を続けていける可能性はあるということで理解する。
- ・ 資料1の防波堤、波除堤（B）について、一般企業が使用している場所であり、船が着岸して荷役をする場所ということであれば、港湾業務の妨げになるということで理解できる。
- ・ 防波堤、波除堤（C）について、いわゆる道路や空き地といったところは、安全確保について方法手段を相談することで考慮することが出来るということでいいか。
- ・ 護岸、廃棄物埋立護岸（A）について、埋立用の土砂や資材を運ぶ船が着岸する場所で、一般人には危険があり、仕事の妨げになるので理解できるが、利用範囲、また使用頻度によって検討いただける余地があればありがたい。
- ・ 護岸、廃棄物埋立護岸（B）について、土地を使用している企業の上承がいただける場合は考慮できるのか。また、水際線から10mは公有地のため、企業の建物は建てられないことになっているはず。20年程前に関西電力と相談したときには、燃料関係等を整理整頓していただき入っていいところを相談したことがある。そういうフレキシブルな考え方で対処をお願いしたい。
- ・ 護岸、廃棄物埋立護岸（C）について、当然危険であるので安全対策を講じることができない限り、立ち入りさせることは望ましくないことは理解できるが、釣り人や一般市民の希望が非常に多いということであれば、なんらかの方法を構築することも今後お考えいただきたい。
- ・ 護岸、廃棄物埋立護岸（D）について、検討は可能ということだが、初期のハードの費用

負担、それを維持管理する費用負担が問題となる。場所としては釣り公園のようなものになるが、これまで緑地の遊歩道として建設されたものは直接的に海に触れるという想定がされていない。もう少し自由に、子どもたちが海の水や生き物に触れることができるような親水護岸も考えに含めていただきたい。舞洲プロムナードも散歩道としては利用が少なく、夏から秋にかけては釣り人がたくさん来る。釣りは海辺の楽しみのひとつではあるが、将来性のあるものを考えていただきたい。

< 小谷委員 >

- ・ 今回が初回なので、来田委員の意見を前提として、具体的な場所をそれぞれ教えていただきたい。

< 港湾局玉井海務担当課長 >

- ・ 防波堤、波除堤（A）は4番などで、完全に海上にあり船でしかいけない施設である。
- ・ 防波堤、波除堤（B）は2番などで、陸地部分が水際を除いて関西電力の発電所になっている。
- ・ 防波堤、波除堤（C）は3番のかもめ大橋の防波堤、また11番の波除堤が代表的な施設となる。
- ・ 護岸、廃棄物埋立護岸（A）は21番などで、背後は民間企業であり、また船の荷役もあるので、ここでの釣り等の行為は支障がでる。
- ・ 護岸、廃棄物埋立護岸（B）は17番などで、背後にある野鳥園での被害も報告されている。
- ・ 護岸、廃棄物埋立護岸（C）はいわゆるテトラポットの護岸、12 - 、36番などで、物理的に安全対策が不可能と考えている。
- ・ 護岸、廃棄物埋立護岸（D）は12 - や で、背後が道路や舞洲の施設なので直背後地の土地利用に支障がない。

< 加藤委員 >

- ・ これを見るとやはり、渡船で行くところは全部駄目だということか。

< 港湾局玉井海務担当課長 >

- ・ 基本的な考え方というのは確かにそうだが、ただそれに向けてなんらかの対策や違う観点等を検討のうえ可能であれば、それを否定するものではない。

< 来田委員 >

- ・ 渡船事業者は大阪府知事に遊漁船登録しており、違法業務をしてはならないことになって

いる。

- ・ 立入禁止にしてしまうと違法になってしまう。この点を配慮しないとかなりの人数が失業する恐れもあり、また全国に波及することも考えられる。

【通常有すべき安全性について】

< 来田委員 >

- ・ これは海釣り公園を設置するための基本的なマニュアルと承知している。
- ・ 現状、大阪港で釣り公園まで行ってもらう必要があるのかどうか、またこの財政状況のなかで高額な経費をかけるのも無理があると思う。
- ・ 釣り人側に安全に対する配慮、例えばライフジャケットの装着や、転落事故を起こした場合の防水携帯電話の持参、また単独釣行をやめるといったこと。また市に管理責任を追及しない誓約書を書くといった解決方法が可能かどうかを先生方に検討いただけるとありがたい。
- ・ 沖の防波堤に必ず危険防止柵、あるいは転落防止柵が必要なのかどうか。大阪港の長い防波堤全部にこれをつけるとなると膨大な金額になってしまう。ここを利用している人はマニアックな釣り人で、救命具をつけないと渡船にも乗せてもらえない状態となっている。その中で市に多大な経費を負担いただくわけにもいかないが、釣り人に負担さすのも難しいと思う。
- ・ しかし、例えば北アルプスの崖登りに行くのと同様にとまでは言わないが、危険な場所に自ら行っていることには変わりなく、実際波がきたら一発で終わりという場面もある。その備えのためにライフジャケットの着用義務をつくることで市の負担を軽減することができないか。
- ・ また、安全柵は1m10~20cm以下は駄目かと思っていたが、条件によっては最低20~40cmでも構わないということであれば、経費負担の軽減のため、今後つくる岸壁や緑地等には考慮いただきたい。
- ・ 釣り人の自己責任意識をどれだけ普及できるか。去年の夏あたりはまだ意識が乏しく、ライフジャケットの着用率も悪かった。しかし去年の12月頃からは巡回した印象として着用率が増えてきている。それから見ると、渡船を利用する人には100%着用させるのは可能と思う。そうなれば沖の防波堤については、転落時の梯子程度の安全対策経費で処理できないか。

< 野呂委員長 >

- ・ 一番の問題は費用がかかること。他方で利用者はあまり多くないので受益者負担では対応

できない。

- ・ 検討の前提として、誓約書を書いても、遺族に訴えられて瑕疵があれば、ほとんど意味がないと思われる。
- ・ マニュアルの基準については万全なところまで書いてあると思われるが、ライフジャケット等ソフト的な対策でどこまで対応が可能かも検討課題である。

< 小谷委員 >

- ・ 陸地に接していないところについては釣り人しか行かないと思うので、一般の人を基準とした安全対策は必要なく、危険性をクリアするソフト的な対応で可能なのではないか。

< 来田委員 >

- ・ 陸地と接していても陸地からは入れない場所についても渡船で渡す範囲に含めれば、野鳥園の柵を乗り越えて防波堤に入る問題や、ごみの問題についても渡船事業者を中心に行えば、解決するのではないか。
- ・ 転落時の誓約書や同意書は、法的には無効でも本人の強い意志が確認できるものとして、裁判で考慮いただくしかないと考えている。

< 中野委員 >

- ・ 私は女性の立場として、釣りのことはくわしくわからないが、やはり子連れの方もくると思う。その危険防止の安全対策に特に気をつけてもらいたい。

< 野呂委員長 >

- ・ 沖の防波堤について、ある程度開放するにしても、区域を限定して安全対策をきちんととる場所、立入禁止にする場所とメリハリをつける必要がある。
- ・ しかし、開放した場所に魚が少なく、禁止にした場所に釣り人が集まってしまうと無意味な結果となってしまう。

< 来田委員 >

- ・ テトラポットが構造上、魚がよく釣れる場所になるが、物理的に安全対策が難しい場所なので立入禁止にすることはやむを得ないと思う。
- ・ また野鳥園のところもテトラポットだが、釣り人として魚を大切に思うならば、同様に鳥も大切に思わないといけない。そういう意味でも立入禁止はやむを得ない。
- ・ 31・32番のスリットケーソンについては、九州や横浜からも釣り人が来るほどの大阪名物になっているが、危険な場所には違いないので迷うところ。

- ・ しかし安全対策経費の大きな負担を市にかけるとも難しいと思う。この場所を渡船業者に貸与して管理させるという方法がとれればと思う。または代わりの場所をどこか提供することができないか。

【論点整理】

<野呂委員長>

- ・ 渡船業者に貸与して管理をさせた場合で、法的にも大阪市の責任がなくなるわけではないので今後検討が必要である。
- ・ 渡船でしか渡れない場所について、何らかの対策をとって開放することを考えるべきであろうし、それ以外の場所についても、様々なソフト対策を組み合わせることで、費用負担を軽減できるかどうか、開放できるかどうかの検討が必要である。
- ・ また背後の土地利用に支障があるものについて、全部一律に禁止すべきかどうか、また受益者負担や事業者に管理を委ねる方法など、今回の意見をもとに事務局で検討課題を整理していただきたい。

【舞洲緑地（シサイド・プロムナード）における魚釣り社会実験（中間報告）について】

<來田委員>

- ・ 何回か巡回したが、この鳥の写真を見ると非常に心が痛む。
- ・ 今は魚が釣れない時期であり、開放している滑り止めマットの場所以外で釣りをしている人がいる。場所の移動も考えてもらえばよかったが、なにより3ヶ月間でも開放してもらえるのが嬉しい。
- ・ 今釣れるのは、キヌ・クロダイ・ハネ・スズキ・ガシラ・カサゴ程度で、4月1日以降悪天候もあって釣り人が少なく、開放しているという周知もされていない。
- ・ しかし、連休を過ぎて、アジ・イワシがまわってきたら制限の場所関係なく釣り人が並ぶと予想され、巡回する身としては頭が痛い。
- ・ ライフジャケットについては、安全柵があるから必要ないという人もいるし、着用しないと開放してもらえないから持ってきているという人もいた。
- ・ バイクの乗り入れはもってのほかだが、そういうモラルのない人を指導するにも迂闊に声をかけても大丈夫か心配。
- ・ 巡回時にごみを拾っているが、タバコの吸殻が特に多い。釣り場だけでなく公園全体に捨てられているので釣り人だけではない。
- ・ 滑り止めのマットがめくれてたり、水に浸かってたりするが、再設置等してもらえるのか。このまま再設置しないのなら滑るという注意喚起が必要になる。

- ・ ここで釣りが出来るという看板が非常に小さい。簡単なものでいいので考慮していただきたい。

< 港湾局吉田緑地管理担当課長 >

- ・ 永久的なものではなく、3ヶ月間だけなので看板も小さく見にくいものになってしまった。
- ・ 滑り止めマットについては、再設置するには予算が厳しいが、注意を促す看板を現在設置するよう動いている。
- ・ 港湾局のHPで社会実験の周知はしているが、今の時期は魚があまりいないので釣り人も少ないと思う。回遊魚がまわってくる時期には増えると考えている。

< 来田委員 >

- ・ 適切な標識みたいなものであれば、こちらで費用なしでつくることができる。それぐらいのお手伝いはしたいと考えている。

【まとめ】

< 野呂委員長 >

- ・ 本日の議論を踏まえて、部分的な開放にあたり、まず具体的に開放する場合の条件や基準、また管理責任や経費負担のあり方について次回までに事務局で整理していただきたい。